

下水道管渠実施設計業務委託特記仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、小諸市が発注する「公共下水道事業・関連公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業 汚水管渠実施設計業務委託」の適正な施行をはかるため、「長野県設計業務共通仕様書（平成 31 年 4 月 1 日適用）」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書 3-1-2 14 に定める特記仕様書とし、受託者が履行しなければならない特記事項を示すものとする。

なお、この仕様書と共通仕様書が競合する事項については、この仕様書の定めるところによるものとする。

2. 目的

本業務は、汚水管渠とそれに付帯する施設（マンホール形式ポンプ場および制御盤等）の実実施設計（詳細設計）を行うことを目的としている。

3. 業務内容

（1）設計大要

- 業務名・業務箇所 設計図書のとおり
- 開削工法（ ϕ 1200mm 未満）
- 基幹事業 L = 1141m（圧送管）
- マンホール形式ポンプ場 n = 1 箇所

（2）業務内容

◇ 管渠実施設計（詳細設計）

- ~~管路延長 1500m 当りの 1m を積算の基準としている。~~
- 管路延長は 1141m で積算している。
- 設計協議は第 1 回打合せ、最終打合せの他に中間打合せを 2 回計上している。
- 設計条件補正率 = -10%，地盤条件補正率 = 0%，その他補正率 = -10% としている。
- 自然流下分の設計図作成および数量計算の計画工区数は 2 としている。
- 報告書の提出部数は 1 部とする。
- JR 小海線の踏切区間 10m については JR による推進工法での受託施工のため控除する。
- 基本設計によりルートの変更が生じる場合がある。

資料収集

- 地形測量データ、認可設計図書、土質調査、その他必要な資料の収集及び確認を行う。

公図調査

- 私道、私有地等の調査を行う。

現地踏査

- 現場状況の調査、交通規制、支障物件等の調査を行う。

- 現地作業
 - マンホールの位置、高さの測定、横断の測定等を行う。
- 各種計算
 - 管種、管基礎、仮設工法等の計算を行う。
- 設計図作成
 - 系統図、平面図、縦断面図、構造図、公図重ね図等の作成を行う。
- 数量計算
 - 管布設、土工、マンホール、仮設工法等の数量計算を行う。
- 照査
 - 設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性の照査を行う。
- 報告書作成
 - まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等）の作成を行う。
- 設計協議
 - 設計内容の協議を行う。
- 管渠施設耐震設計
 - 【調査】耐震設計に必要な資料の収集、特性把握を行う。
 - 【条件設定】地盤条件（基盤面、地振動レベル）、管渠条件の設定を行う。
 - 【耐震計算】液状化の検討、マンホールと管渠接合部の検討（屈曲角、拔出し量）、管渠と管渠の継手部の検討（屈曲角、拔出し量）、マンホール本体の検討を行う。
 - 【照査】耐震設計に対する照査を行う。

☆ マンホール形式ポンプ場実施設計（詳細設計）

- 計画箇所数は 1 箇所として補正している。
- 設計計画
 - ポンプ・制御盤の設置場所の選定、ポンプ形式の比較検討、施工計画の立案を行う。
- 照査
 - 設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性の照査を行う。
- ※□ 各種計算
 - 吐油量・揚程の計算、電動機出力の計算等、各種計算を行う。
 - ポンプメーカー及び代理店の協力により行うこと。
- ※□ 設計図作成
 - 平面図、構造図、据付図、回路図等の作成を行う。
 - ポンプメーカー及び代理店の協力により行うこと。
- ※□ 数量計算
 - 機械設備及び電気設備の材料集計、労務人員の数量計算を行う。
 - ポンプメーカー及び代理店の協力により行うこと。

4. 業務期間

業務期間は契約日より令和 2 年 1 月 17 日

ただし、図面や数量については監督員と協議のうえ提出日を確認すること。

5. 貸与資料

本業務委託に必要な既存資料（基本設計資料）がある場合は受託者に貸与するものとする。

6. 遵守しなければならない仕様書等

契約の履行にあたっては本仕様書の他、長野県設計業務共通仕様書（平成 31 年 4 月 1 日適用）によるものとする。

7. 技術者の配置について

（委託金額 500 万円未満のとき）

- 管理技術者・照査技術者は技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（下水道法施行規則第 17 条）、RCCM（下水道）の資格保有者又は下水道法施行令第 15 条第 1 号から第 7 号に規定された資格を有する者のいずれかでなければならない。

（委託金額 500 万円以上のとき）

- 管理技術者は技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、RCCM（下水道）の資格保有者又は下水道法施行令第 15 条第 7 号に規定された資格を有する者のいずれかでなければならない。

照査技術者は技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（下水道法施行規則第 17 条）、RCCM（下水道）の資格保有者又は下水道法施行令第 15 条第 1 号から第 7 号に規定された資格を有する者のいずれかでなければならない。

8. その他

- 共通仕様書、本特記仕様書等で定めのない事項で疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議すること。
- 仕様書及び設計書の内容に疑義がある場合は、入札公告中の質問期間に質問書を提出すること。それ以降は承諾したものとする。

